奨学金返済支援制度導入企業をPRします！

　従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を導入されている中小企業等を京都府ホームページに掲載し、奨学金返済支援に取り組む企業を広くＰＲします。

奨学金返済支援制度導入企業とは・・

次の条件を全て満たすもののうち、「奨学金返済支援制度導入企業届出書」（裏面）を京都府に提出し、内容の確認を受けた中小企業等

（１）府内に営業所、事業所を有する中小企業等であること

（２）裏面の届出書提出時において、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を就業規則や社内規程等に定めていること（※常時１０人以上の労働者を使用する事業場については、「就業規則」を作成し、所轄の労働基準監督署への届出が必要です）

（３）労働関係法令に違反していないこと

（４）京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと

（５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的のものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくないものでないこと

（６）京都府補助金について、過去１年間に不正受給処分（不支給措置）がとられていないこと

（７）京都府税の滞納がないこと

(注)　「中小企業等」とは、京都府ホームページ掲載の「就労・奨学金返済一体型支援事業のご案内」に記載されている「補助対象者の要件」に該当している企業を指します。

奨学金返済支援制度導入企業の京都府ＨＰ掲載までの流れ

**京都府**

**事業者**

1. **メール又はFAX**

内容確認

○奨学金返済負担軽減支援制度規程（案）

○就業規則又は賃金規程（改正案）

**② 修正等連絡**

**③ 労働基準監督署へ届出（必要に応じて）**

○奨学金返済支援制度導入企業届出書

（押印不要）

○奨学金返済負担軽減支援制度規程（写）

○就業規則又は賃金規程（写）

※規程等は労働基準監督署の受付印があるものをお送り

ください。

**④ メール又はFAX**

**⑤ 府ＨＰ掲載連絡**

届出受理

↓

府ＨＰ掲載

**求人広告等企業ＰＲに活用！！**

※就業規則・賃金規程について、作成・届出を要しない場合があります。

（お問合せ・送付先）〒601-8047京都府京都市南区東九条下殿田町70　京都府労働政策室　　　 　　　　電話：075-682-8925 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

裏面

　 奨学金返済支援制度導入企業届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

京都府知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者（団体）名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者（職・氏名）

奨学金返済支援制度導入企業として、＜奨学金返済支援制度導入企業掲載要件＞を満たしていますので、下記のとおり届出ます。なお、掲載要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出るとともに、届出内容に虚偽がある場合には、予告なく京都府のＨＰ掲載から削除されることを了承します。

記

奨学金返済支援制度導入企業届出書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 創業（設立） | 年　　月　　日 | 資本金の額  又は出資の総額 | | 円 |
| 業種 |  |
| 従業員数 | 人 |
| ホームページURL |  | | | |
| 奨学金返済負担軽減支援制度 | 制度名称：  ※規程を添付願います。 | | | |
| 届出（連絡）  担当者 | 所属：  職：  氏名： | 電話 |  | |
| FAX |  | |
| e-mail |  | |

＜奨学金返済支援制度導入企業掲載要件＞

（１）府内に営業所、事業所を有する中小企業等であること

（２）本届出書の提出時において、従業員への奨学金返済負担軽減支援制度を就業規則や社内規程等

に定めていること（※常時１０人以上の労働者を使用する事業場については、「就業規則」を

作成し、所轄の労働基準監督署への届出が必要です）

（３）労働関係法令に違反していないこと

（４）京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと

（５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業（まあじゃん屋、ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的のものは除く。）、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくないものでないこと

（６）京都府補助金について、過去１年間に不正受給処分（不支給措置）がとられていないこと

（７）京都府税の滞納がないこと

(注)　「中小企業等」とは、京都府ホームページ掲載の「就労・奨学金返済一体型支援事業のご案内」に記載されている「補助対象者の要件」に該当している企業を指します。